

伊 勢 市 公 報

第 265 号
平成 28 年 11 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
訓 令	
○ 伊勢市市民総合災害補償規程の一部を改正する訓令	2
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	4
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	5
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	6
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	7
公 告	
○ 市営住宅の入居者の募集について	8
○ 農用地利用集積計画について	12
○ 伊勢都市計画の変更に係る案の縦覧について	13
○ 犬の抑留について	15
○ 負傷動物の収容について	16
○ 犬の抑留について	17
○ 公示送達	18

伊勢市市民総合災害補償規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 11 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第8号

伊勢市市民総合災害補償規程の一部を改正する訓令

伊勢市市民総合災害補償規程（平成17年伊勢市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、その他の活動」を「その他の活動」に、「又はその機能に」を「、又はその機能に」に、「に従い」を「の定めるところにより」に改める。

別表後遺障害給付金の項中「30,000円」を「40,000円」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 28 年 11 月 15 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 18 日（金）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 33 号 平成 28 年度教育関係補正予算（第 3 号）について
 - 議案第 34 号 小俣北部公民館の指定管理者の指定について
 - 議案第 35 号 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について
 - 議案第 36 号 伊勢市学習等供用施設条例施行規則の一部改正について
 - 議案第 37 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第 56 号

平成 28 年 12 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 28 年 11 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西 宮 晴 一

記

縦 覧 場 所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市御菌総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、伊勢市御菌総合支所 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 12 月 3 日（土）から同月 7 日（水）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選挙管理委員会告示第 57 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 28 年 11 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

縦覧場所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市御菌総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、伊勢市御菌総合支所 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 12 月 3 日（土）から同月 7 日（水）までの 5 日間
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市上下水道事業告示第 33 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 28 年 11 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
401	創和建设 株式会社	松阪市西町 283 番地 1	平成 28 年 11 月 9 日

伊勢市公告第 94 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 28 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 28 年 11 月 2 日（水）から 11 月 15 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※ 2
倭 A 団地	倭町 40 番地	P C 造 4 階建	2 階	3 D K	1	×	14,200 円～ 27,900 円
倭 C 団地	倭町 40 番地 1	P C 造 5 階建	1 階	3 D K	1	×	17,300 円～ 34,100 円
倭隠岡団地	倭町 19 番地 1	R C 造 4 階建	2 階	3 D K	1	×	20,800 円～ 40,900 円

一之木 第2団地	一之木4丁目 2番33号	P C造 3階建	3階	3DK	1	×	16,800円～ 33,000円
浦口団地	浦口4丁目 28番11号	R C造 3階建	1階	2DK	1	○	14,700円～ 28,800円
高倉団地	二俣2丁目 5番28号	R C造 3階建	2階	3DK	1	×	21,000円～ 41,300円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	R C造 3階建	1階	2DK	1	○	17,300円～ 34,100円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	R C造 3階建	2階	3DK	1	×	22,700円～ 44,600円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	R C造 3階建	3階	3DK	1	×	22,700円～ 44,600円
竹ヶ鼻 第1団地	竹ヶ鼻町 98番地2	R C造 4階建	2階	3DK	1	×	22,100円～ 43,300円
大湊団地	大湊町 362番地1	P C造 3階建	1階	3K	1	○	9,800円～ 19,200円
旭団地	旭町49番地1	R C造 3階建	3階	3DK	1	×	22,500円～ 44,200円

※1 P C：コンクリート版プレハブ造 R C：鉄筋コンクリート造

※2 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障がい

者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000 円以下となります。

- ・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12 箇月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3 K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- ア 身体障害者（障害の程度が、1 級から 4 級までの者）
- イ 精神障害者（障害の程度が、1 級から 3 級までの者）
- ウ 知的障害者（障害の程度が、イの程度に相当する者）
- エ 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までの者又は第 1 款症の者）
- オ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の認定を受けた者）
- カ 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に該当する者）
- キ 生活保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に該当する者）
- ク 海外からの引揚者（引揚げ後 5 年を経過していない者）

ケ ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に該当する者）

コ DV 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）による一時保護者若しくは保護終了日から 5 年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から 5 年を経過していないもの）

5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要な事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2 の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日 時 平成 28 年 12 月 10 日（土）

※ 受付は、午後 1 時 30 分から午後 2 時まで（時間厳守）

※ 入居抽選会及び説明会は、午後 2 時から午後 4 時 30 分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2 階多目的ホール

7 入居時期

平成 29 年 1 月 1 日以降

8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 95 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第96号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成28年11月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課
二見総合支所生活福祉課
小俣総合支所生活福祉課
御園総合支所生活福祉課
伊勢市立伊勢図書館
- 4 縦覧期間
自 平成28年11月1日（火）
至 平成28年11月15日（火）

5 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 97 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上地町	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	青色首輪 赤黒のリード

2 抑留した日 平成 28 年 10 月 31 日

3 抑留期限 平成 28 年 11 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 98 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 28 年 11 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小木町	猫	雑種	茶トラ	不明	中	91 日 以上	

2 収容した日 平成 28 年 11 月 2 日

3 収容期限 平成 28 年 11 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 99 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 28 年 11 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町元町	紀州	白	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 28 年 11 月 6 日

3 抑留期限 平成 28 年 11 月 11 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 100 号

公 示 送 達

下記の者の平成 28 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 28 年 11 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略